LEC社会保険労務士講座/テキスト・レジュメ訂正情報

パーフェクトテキスト〈2023年度版〉

(2023年度合格目標 合格講座本論編/中上級講座ほか 講義使用教材)

(2023/06/13 現在)

2023 年度合格目標 合格講座本論編等の講義使用教材である「2023 年度版 パーフェクトテキスト」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、教材の訂正をお願いいたします。

※科目名の後の英数字は教材を区別するためのコードです。コードは教材裏表紙のバーコード下に記載しております。

- · 2022/10/17 更新分… p.1
- · 2022/11/07 更新分… p. 2~4
- · 2022/12/12 更新分… p.5~8
- · 2023/01/23 更新分… p.9
- · 2023/01/30 更新分… p.10~12
- · 2023/02/13 更新分… p.13~15
- · 2023/02/28 更新分… p.16
- · 2023/04/24 更新分… p.17~38
- · 2023/05/30 更新分… p.39
- · 2023/06/13 更新分… p. 40~41

【2022/10/17 更新分】

労働基準法(【第1版】RU23030/【第2版】RU23040)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P98 学 労働時間の限度 に関する労使協定(法 32条の3第3項、平 30.9.7基発0907第1 号ほか) 本文 7行目(計算式)	※下記の計算式に差し替え

8時間 × 清算期間における所定労働日数

清算期間における**暦日数**

7

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P142 副業・兼業の場合における労働時間の通算(令2.9.1.基発0901第3号)本文 6つ目の「・」6行目(計算式)	…、自ら労働させた 時間 <u>にていて</u> 、時間 外労働の割増賃金を 支払う必要がある。	…、自ら労働させた 時間 <u>について</u> 、時間 外労働の割増賃金を 支払う必要がある。

【2022/11/07 更新分】

労働者災害補償保険法(RU23032)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P92 【介護補償給付の額】 図	※下図に差し替え(下線部が訂正部分)

【介護補償給付の額】

5月15日から9月10日まで常時介護の場合



雇用保険法(RU23033)

	訂正箇所	訂正	内容
	引止回り	訂正前	訂正後
訂正	P8 頁中部 2つ目の ●● 本文1行目	・前記⑦(b)については、特に①始業及び終業の時刻、…	・前記③(b)については、特に①始業及び終業の時刻、…
訂正	P12 頁上部 1つ目の 31 日以 上雇用されることが 見込まれる場合 (行政 手引 20303) 1つ目の「・」 1 行目	・31 日未満の期間を定め て雇用される場合であっ ても、 <u>次のいずれかに該</u> <u>当する場合は</u> 、被保険者 となる。	・31 日未満の期間を定めて雇用される場合であっても、次のいずれにも該当する場合を除き、31 日以上雇用されることが見込まれるものとして、被保険者となる。
訂正	P222 1つ目の 資料の 提供等 (法 77 条の 2) 2つ目の「・」 1 行目	…又は公私の団体は、で きるだけその <u>求めい</u> 応じ なければならない。	…又は公私の団体は、で きるだけその <u>求めに</u> 応じ なければならない。

労働保険徴収法(RU23034)

	訂正箇所	訂正内容	
	訂正固切	訂正前	訂正後
	P43	…、令和 <u>3</u> 年4月1日か	…、令和 <u>4</u> 年4月1日か
	■ 4 雇用保険(法 12		ら1年間については、次
訂正	条 4 項ほか)	表のとおりである。	表のとおりである。
	本文2行目		
	訂正箇所	訂正	E後
	P43	※下表に差し替え(下線部	『が訂正部分)
	【令和4年度後期の		
訂正	雇用保険率】		
	表		

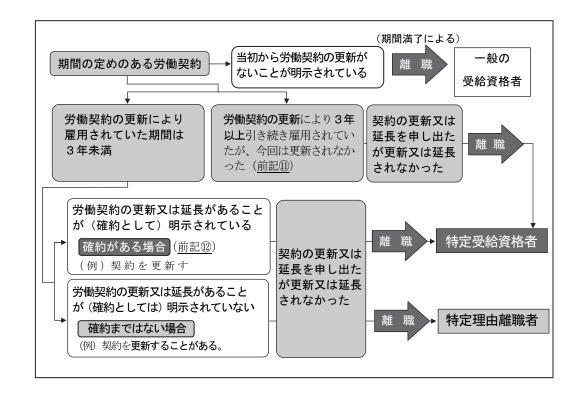
【令和4年度後期の雇用保険率】

令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間(後期)の雇用保険率			
		雇用保険率	
事業の種類		事業主負担分 (うち二事業に係る率)	被保険者負担分
一般の事業	1,000分の13.5	1,000 分の 8.5 (1,000 分の 3.5)	1,000 分の 5
農林水産業 清酒製造業 等	1,000分の15.5	1,000 分の 9.5 (1,000 分の 3.5)	1,000分の6
建設の事業	1,000分の16.5	1,000 分の 10.5 (1,000 分の 4.5)	1,000 分の 6

【2022/12/12 更新分】

雇用保険法(RU23033)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P57 Coint 図	※下図に差し替え(下線部が訂正部分)



	訂工签配	訂正	内容
	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P76 1 行目	ただし、算定基礎期間の 算定に当たっては、 次の ①~ <u>③</u> に掲げる期間は通 算されない。	ただし、算定基礎期間の 算定に当たっては、 次の ①~ <u>④</u> に掲げる期間は通 算されない。
訂正	P79 ・ 1 つ目の「・」 (イ)	(イ)常時本人の介護を必要とする場合の親族の介 護及び負傷し、又は病気にかかった小学校就学の始期に達するまでの子の介護	(イ)常時本人の介護を必要とする場合の親族の疾病、負傷若しくは老衰又は障害者の看護及び負傷し、又は病気にかかった小学校就学の始期に達するまでの子の看護
訂正	P89 1行目 (タイトル)	〔 <u>5</u> 〕延長給付に関する 調整(法28条1項~3項、 法附則5条4項)	〔 <u>6</u> 〕延長給付に関する 調整(法28条1項~3項、 法附則5条4項)
訂正	P91 1行目 (タイトル)	■13 給付制限(法32 条~34条)	■ <u>14</u> 給付制限(法32 条~34条)
訂正	P188 (pin) 育児休業 (則 101 条の 22) ④	④原則として、次の(a) ~(c)のいずれかに該当 することとなった日後の 休業でないこと	④原則として、次の(a) ~(e)のいずれかに該当 することとなった日後の 休業でないこと

労働保険徴収法(RU23034)

	=	訂正内容	
	訂正箇所	訂正前	訂正後
	P38	①継続事業(一括有期除	①継続事業(一括有期 <u>事</u>
	1つ目の 🕶	業を含む)の場合	業を含む)の場合
訂正	1		
	訂正箇所	訂正	内容
	可止向仍	訂正後	
	P78	※下図に差し替え(下線部	『が訂正部分)
	参考		
訂正	2つ目の「・」		
91 TT			

・所轄労働基準監督署長を経由できない事業(前述の概算保険料の申告・納付先の表の右欄)の場合には、納付すべき確定保険料がない場合の一般保険料及び特別加入保険料に係る確定保険料申告書及び口座振替納付の場合の一般保険料に係る確定保険料申告書については、日本銀行を経由することはできず、直接、所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出しなければならない。

健康保険法(RU23036)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
	P31	…、沖縄弁護士、弁理士)	…、沖縄弁護士、外国法
	Point 法律又は会計	が法令の規定に基づき行	事務弁護士、弁理士)が
	に係る業務を行う事	うこととされている 法律	法令の規定に基づき行う
訂正	業(令1条ほか)	又は会計に係る業務を行	こととされている 法律又
	本文2行目	う事業が適用事業として	は会計に係る業務を行う
		追加された。	事業が適用事業として追
			加された。

【2023/01/23 更新分】

労働基準法(【第 1 版】RU22030/【第 2 版】RU23040)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P161 前頁から続く 〔2〕決 議事項(法41条の2 第1項、則34条の2) ⑩	⑩上記①~ <u>⑥</u> に掲げるも ののほか、…	⑩上記①~ <u>⑨</u> に掲げるも ののほか、…

雇用保険法(RU23033)

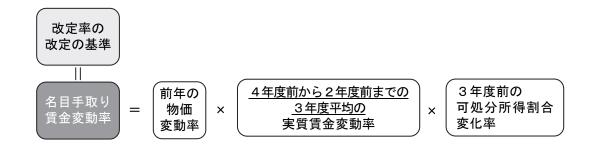
	訂正箇所	訂正内容
	āJ 正 固 內	訂正後
	P142	※140頁の 🕶 と重複しているため全文削除
	参考	
訂正		

【2023/01/30 更新分】

国民年金法(RU23037)

	訂正箇所	訂正	内容
	訂正固切	訂正前	訂正後
訂正	P149 上から 3 行目	「名目手取り賃金変動率」とは、前年の物価変動率に、3年度前の実質賃金変動率及び3年度前の可処分所得割合変化率を乗じて得た額をいう。	「名目手取り賃金変動率」とは、前年の物価変動率に、4年度前から2年度前までの3年度平均の実質賃金変動率及び3年度前の可処分所得割合変化率を乗じて得た額をいう。
	訂正箇所	訂正	E後
訂正	P149 【改定率の改訂の基準】 図	※下記に差し替え(下線部	形が訂正部分)

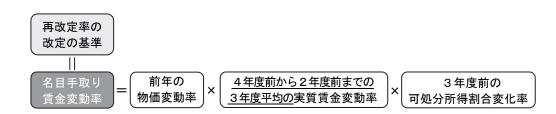
【改定率の改定の基準】



	訂正箇所	訂正内容	
	可压固例	訂正前	訂正後
訂正	P173 保険料改定率 (法 87 条 5 項) 2 つ目の「・」 2 行目	・「名目賃金変動率」とは、「当該年度の初日の属する年の前々年(2年前)の物価変動率」に「当該年度の初日の属する年の4年前の年度の実質賃金変動率」を乗じて得た率をいう。	・「名目賃金変動率」とは、「当該年度の初日の属する年の前々年(2年前)の物価変動率」に「当該年度の初日の属する年の4年前の年度の実質賃金変動率(5年前から3年前のものの3年平均)」を乗じて得た率をいう。

厚生年金保険法(RU23038)

		訂正	内容
	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P212 【1】再評価率の改訂 (法 43 条の 2) 本文 4 行目	「名目手取り賃金変動 率」とは、前年の物価 変動率に <u>3年度前の</u> 実 質賃金変動率及び3年 度前の可処分所得割合 変動率を乗じて得た率 をいう。	「名目手取り賃金変動 率」とは、前年の物価 変動率に 4 年度前から 2 年度前までの 3 年度 平均の実質賃金変動率 及び 3 年度前の可処分 所得割合変動率を乗じ て得た率をいう。
	訂正箇所	訂正	E後
訂正	P212 【1】再評価率の改訂 (法 43 条の 2) 図	※下記に差し替え(下線音	『が訂正部分)



【2023/02/13 更新分】

労働一般常識(RU23035)

	訂正箇所	訂正内容	
	可正固切	訂正前	訂正後
訂正	P148 上から 1 行目	派遣先が、 <u>違法である</u> <u>と知りながら、所定の</u> 違法な派遣受け入れを <u>行った場合には、</u> …	派遣先が、 <u>所定の違法</u>

健康保険法(RU23036)

		訂正	内容
	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P166 [1]出産育児一時金 (法 101条、令 36条 ほか) 本文 1行目・2行目・3行目	 …、1児につき 40万8千円 (一定の場合には、40万8千円に3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額(1万2千円)を加算した金額(42万円))を支給する。 	 …、1児につき 48万8千円 (一定の場合には、48万8千円に3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額(1万2千円)を加算した金額(50万円))を支給する。
改正	P170 ■ 2 家族出産育児 一時金 (法 114 条、令 36 条) 条文 (法 114 条、令 36 条) 2 行目・3 行目	 …、1児につき 40万8千円 (一定の場合には、40万8千円に3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額(1万2千円)を加算した金額(42万円)を支給する。 	 …、1児につき 48万8千円 (一定の場合には、48万8千円に3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額(1万2千円)を加算した金額(50万円)を支給する。
改正	P206 【1】出産育児一時金 (法 137 条) 本文 3 行目・4 行目	…、出産育児一時金として1児につき40万8千円(一定の場合には、40万8千円に3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額(1万2千円)を加算した金額(42万円))が支給される。	 …、出産育児一時金として1児につき48万8千円(一定の場合には、48万8千円に3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額(1万2千円)を加算した金額(50万円))が支給される。

	訂正箇所	訂正内容	
	a] 止固炉	訂正前	訂正後
改正	P206 〔2〕家族出産育児一 時金(法 144 条)	…、家族出産育児一時 金として1児につき40 万8千円 (一定の場合 には、40万8千円に3 万円を超えない範囲内 で保険者が定める金額 (1万2千円)を加り した金額(42万円)) が支給される。	…、家族出産育児一時 金として1児につき48 万8千円 (一定の場合 には、48万8千円に3 万円を超えない範囲内 で保険者が定める金額 (1万2千円)を加算 した金額(50万円)) が支給される。

【2023/02/28 更新分】

雇用保険法(RU23033)

	訂正箇所	訂正内容	
	ij 正 囱 M	訂正前	訂正後
	P46	…の2年前の日(特例対	…の2年前の日(特例対
	ページ下部	象者(前記第1章総則■	象者(前記第1章総則■
	2	<u>9</u> 確認制度 <u>[3]被保険</u>	<u>10</u> 確認制度 <u>[1]確認</u>
訂正	2 行目	<u>者証の再交付</u> の後の <u>1</u> つ	の後の <u>3</u> つ目の Point 参
B) 11		目の Point 参照) につい	照)については、…
		ては、…	

健康保険法(RU23036)

	訂正箇所	訂正内容		
	訂正回別	訂正前	訂正後	
	P178	…、当該国民健康保険に	…、当該国民健康保険に	
	Point 国民健康保険	おいても <u>出産育児一金</u> の	おいても <u>出産育児一時金</u>	
	の出産育児一時金と	支給を受けることができ	の支給を受けることがで	
訂正	の選択(平 23.6.3 保	る場合には、…	きる場合には、…	
91 17	保発 0603 第 2 号ほか)			
	本文			
	2 行目			

【2023/04/24 更新分】

労働基準法(【第1版】RU23030/【第2版】RU23040)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P70 【通貨払いの原則と 例外】 例外	※下記に差し替え(下線部が訂正部分)

- ③厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合
 - *労働者の同意を得た場合には、次の方法によることができる。<u>ただし、</u>下記表の③に掲げる方法による場合には、当該労働者が下記表の①又は ②に掲げる方法による賃金の支払を選択することができるようにすると ともに、当該労働者に対し、一定の要件に関する事項について説明した 上で、当該労働者の同意を得なければならない(則7条の2)。

ほみの士サナナ	厚生労働省令-	で定める賃金
(重要的)	(a) 通常の賃金	(b) 退職手当
① 労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込み	0	0
② 労働者が指定する金融商品取引業者に対する当該労働者の預り金(一定のものに限る) への払込み	0	0
③ 資金決済法に規定する第二種資金移動業を 営む資金移動業者であって、一定の要件を満 たすものとして厚生労働大臣の指定を受け た者(以下「指定資金移動業者」という。) のうち当該労働者が指定するものの第二種 資金移動業に係る口座への資金移動	<u>O</u>	<u>O</u>
④ 金融機関を支払人とする 小切手 の交付	×	0
⑤金融機関が支払保証した 小切手 の交付	×	0
⑥いわゆる 郵便為替 の交付	×	0

労働安全衛生法(RU23031)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P68 [2]特定危険有害化 学物質等に関する危 険性又は有害性等の 文書の交付等 本文	※下記に差し替え(下線部が訂正部分)

〔2〕特定危険有害化学物質等に関する危険性又は有害性等の文書の交付等

特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、特定危険有害化学物質等に関する所定の事項を、文書若しくは磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体の交付、ファクシミリ装置を用いた送信若しくは電子メールの送信又は当該事項が記載されたホームページのアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む。)及び当該アドレスに係るホームページの閲覧を求める旨の伝達により、譲渡し、又は提供する相手方の事業者に通知し、当該相手方が閲覧できるように努めなければならない。

労働者災害補償保険法 (RU23032)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P91 [2]介護補償給付の 額(法19条の2、則 18条の3の4) 本文①及び②	※下記に差し替え(下線部が訂正部分)

- ①その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合(②の場合を除く)
 - → その月において介護に要する費用として支出された費用の額 (上限 <u>172,550</u>円 (随時介護の場合 <u>86,280</u>円))

	常時介護	随時介護
原則	実費	実費
上限額	<u>172, 550</u> 円	86, 280 円

- ②その月における介護に要する費用の支出に関して、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する場合であって、**親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日がある**とき(支給すべき事由が生じた月を除く)
 - (a)介護に要する費用として支出された費用の額が <u>77,890</u> 円 (随時介護の場合 <u>38,900</u> 円) に満たない場合
 - (b) 介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合
 - **→** 77,890円 (随時介護の場合 38,900円)

	常時介護	随時介護
最低保障額	<u>77, 890</u> 円	<u>38, 900</u> 円

	訂正箇所	訂正内容		
	aJ 正 固 M	訂正前	訂正後	
改正	P92 1つ目の Point の 2つ目の「・」	…、 <u>75,290</u> 円(随時介護の場合 <u>37,600</u> 円)の 最低保障はない 。	…、 <u>77,890</u> 円(随時介護の場合 <u>38,900</u> 円)の 最低保障はない 。	
	訂正箇所	訂正内容 訂正後		
改正	P92 【介護補償給付の額】 図	※下記に差し替え(下線部が訂正部分)		

【介護補償給付の額】

5月15日から9月10日まで常時介護の場合



雇用保険法 (RU23033)

	訂正箇所	訂正内容	
	訂正固別	訂正後	
改正	P60 ■ 4 受給資格の決 定(法 15条2項、則 19条) 本文 4~7行目	※下記に差し替え(下線部が訂正部分)	

離職票の提出を受けた管轄公共職業安定所長は、離職票を提出した者が、基本手当の 受給資格の規定に該当すると認めたときは、失業の認定日を定め、その者に知らせると ともに、雇用保険受給資格者証(個人番号カードを提示して離職票を提出した者であっ て、雇用保険受給資格通知(以下、「受給資格通知」という)の交付を希望するものに あっては、受給資格通知)に必要な事項を記載したうえ、交付しなければならない。

		訂正内容
	aj 正 回 [7]	訂正後
改正	P61 上から 1~3 行目	※下記に差し替え(下線部が訂正部分)

受給資格者は、失業の認定を受けようとするときは、指定された失業の**認定日**に、管轄公共職業安定所に出頭し、失業認定申告書に受給資格者証を添えて<u>(当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあっては、個人番号カードを提示して)</u>提出した上、職業の紹介を求めなければならない。

労働保険徴収法 (RU23034)

	訂正箇所	訂正内容
	可正回切	訂正後
	P43	【令和4年度後期の雇用保険率】の下に下記【令和
	■4 雇用保険率(法	5 年度の雇用保険率 】を追加 [※]
改正	12条4項ほか)	
		※【令和4年度前記の雇用保険率】及び【令和4年度後期の雇用保
		険率】は確定保険料の算定に用いるため削除はしないでください。

【令和5年度の雇用保険率】

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の雇用保険率			
		雇用保険率	
事業の種類		事業主負担分 (うち二事業に係る率)	被保険者負担分
一般の事業	<u>1,000 分の 15.5</u>	<u>1,000 分の 9.5</u> (1,000 分の 3.5)	<u>1,000分の6</u>
農林水産業 清酒製造業 等	<u>1,000 分の 17.5</u>	<u>1,000 分の 10.5</u> (1,000 分の 3.5)	<u>1,000 分の 7</u>
建設の事業	<u>1,000 分の 18.5</u>	<u>1,000 分の 11.5</u> (1,000 分の 4.5)	<u>1,000 分の 7</u>

労働一般常識(RU23035)

	訂正箇所	訂正内容	
	訂正固別	訂正後	
改正	P169 【障害者雇用納付金 及び障害者雇用調整 金】表	※下記に差し替え(下線部が訂正部分)	

【障害者雇用納付金及び障害者雇用調整金】

名称	対象事業主	金額
障害者雇用納付金	常時 100 人を超える労働者を 雇用している事業主(特殊法人 を除く)であって、法定雇用障 害者数を達成していないもの	不足人数1人につき 月額5万円
障害者雇用調整金	常時100人を超える労働者を 雇用している事業主(特殊法 人を除く)であって、法定雇 用障害者数を超える数の障 害者を雇用しているもの	超過人数1人につき <u>月額2万9千円</u> <u>(※令和4年度の年度分までは、月額2万7千円)</u>

	訂正箇所	訂正内容	
	aj 正 固 /)	訂正後	
改正	P207 [5] 欠格事由(法5 条) 条文 ⑧の直下	※⑧の直下に下記⑨を追加	

⑨税理士法第48条第1項の規定により同法第44条第3号に掲げる処分を受ける べきであったことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から3年を 経過しないもの

	訂正箇所	訂正内容		
	訂正固別	訂正後	訂正後	
改正	P210 【4】登録拒否事由 (法 14 条の 7) 条文 1 行目	次の①〜 <u>④</u> のいずれか に該当する者は、…	次の①~ <u>⑤</u> のいずれか に該当する者は、…	
	訂正個所	訂正後		
改正	P210 【 4】登録拒否事由 (法 14 条の 7) 条文 ①と②の間	※①の直下に下記②を追加し、元の <u>②</u> ~ <u>④</u> の番号 を <u>③</u> ~ <u>⑤</u> に振り直してください。		

②税理士法第48条第1項の規定により同法第44条第2号に掲げる処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの

健康保険法(RU23036)

	訂正箇所	訂正内容		
	司正固別	訂正前	訂正後	
訂正	P94 季 再交付の方法(則 49 条 5 項・6 項) 本文 3 行目	…、事業主を経由するこ とを要しないものと <u>さて</u> いる。		

国民年金法(RU23037)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正後	
改正	P149 ●考 令和4年度の改定 率	※下記「●● 令和5年度の改定率」 に差し替え	

参考) 令和5年度の改定率

・令和5年度の改定率の改定については、令和4年の物価変動率がプラス 2.5%の 1.025、令和4年度に算出された名目手取り賃金変動率がプラス 2.8%の 1.028 となったため、名目手取り賃金変動率が用いられたが、後述の「■6 調整期間における改定率の改定の特例[1]調整期間における改定率の改定の特例 (法 27条の 4)」が

令和5年度の改定率 (1.018) =令和4年度の改定率 (0.996) ×算出率 (1.022)

適用されるため、改定率は、算出率を基準として改定され、1.018とされた。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正後	
	P150 ●** 令和4年度の基準	※下記「●● 令和5年度の基準年度以後改定率」に 差し替え	
改正	年度以後改定率	左し行ん	

参考 令和5年度の基準年度以後改定率

・令和5年度の基準年度以後改定率の改定については、令和4年の物価変動率がプラス 2.5%の 1.025、令和4年 度に算出された名目手取り賃金変動率がプラス 2.8%の 1.028 となったため、物価変動率が用いられたが、後述 の「■6 調整期間における改定率の改定の特例 [2] 調整期間における基準年度以後改定率の改定の特例 (法 27条の5)」が適用されるため、基準年度以後改定率は、基準年度以後算出率を基準として改定され、1.015 と された。

令和5年度の基準年度以後改定率 (1.015)

=令和4年度の基準年度以後改定率 (0.996) ×基準年度以後算出率 (1.019)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正後	
改正	P155 特別調整率 (法 27 条の4第3項) 3つ目の「・」	※下記に差し替え	

・令和5年度における改定率の改定において、令和5年度の調整及び令和4年度の未調整分がすべて調整された。 令和5年度の特別調整率は、「1」(下記計算式を参照)となり、未調整分はないため、令和6年度においては、 未調整分の繰越調整はない。

令和4年度の特別調整率 (0.997) ×特別調整率の改定基準 (原則) ※ ≒1

※特別調整率の改定基準(原則)=名目手取り賃金変動率 (1.028) ×調整率 (0.997) ÷算出率 (1.022)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正後	
改正	P157 前ページから続く 多数 基準年度以後特別 調整率 (法 27 条の 5 第 3 項) の 4 つ目の「・」	※下記に差し替え	

・令和5年度における基準年度以後改定率の改定において、令和5年度の調整及び令和4年度の未調整分がすべて 調整された。令和5年度の基準年度以後特別調整率は、「1」(下記計算式を参照)となり、未調整分はないた め、令和6年度においては、未調整分の繰越調整はない。

令和4年度の基準年度以後特別調整率 (0.997) ×基準年度以後特別調整率の改定基準 (原則) ※≒1 ※基準年度以後特別調整率の改定基準 (原則)

=物価変動率 (1.025) ×調整率 (0.997) ÷基準年度以後算出率 (1.019)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正後	
改正	P157 頁下段の2つの 多	※下記に差し替え	

参考)

・既規裁定者に係る令和5年度における基準年度以後改定率の改定については、物価変動率及び名目手取り賃金変動率が1を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が物価変動率を上回ったため、前記(2)の例外ではなく、前記(1)の原則が適用され、基準年度以後算出率を基準として改定された。

参考 令和5年度の改定率・基準年度以後改定率について

・令和4年の全国消費者物価指数の対前年変動率がプラス 2.5%、令和4年度に算出された名目手取り賃金変動率がプラス 2.8%となったため、令和5年度については、改定率は算出率を基準として改定され、基準年度以後改定率は基準年度以後算出率を基準として改定された。

※令和5年度の改定率 (1.018) =令和4年度の改定率 (0.996) ×算出率 (1.022)

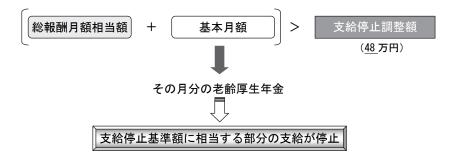
※令和5年度の基準年度以後改定率 (1.015)

=令和4年度の基準年度以後改定率 (0.996) ×基準年度以後算出率 (1.019)

厚生年金保険法(RU23038)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正後	
改正	P117 【60 歳台前半の在職老 齢年金のしくみ】 図	※下記に差し替え(下線部が訂正部分)	

【60歳台前半の在職老齢年金のしくみ】



	訂正箇所	訂正内容	
		訂正後	
改正	P120 【60 歳台前半の在職老 齢年金のイメージ】 図	※下記に差し替え(下線部が訂正部分)	

【60歳台前半の在職老齢年金のイメージ】

調整額=支給停止調整額 (令和<u>5</u>年度は <u>48</u>万円を 超える部分 調整額 <u>48</u>万円 2分の 1 が支給停止 基本月額 総報酬月額相当額 →支給停止される額 (月額)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P120 支給停止基準額 本文	・令和 <u>4</u> 年度における 支 給停止基準額 は「 <u>47万</u> <u>円</u> 」とされている。	・令和 <u>5</u> 年度における 支 給停止基準額 は「 <u>48 万</u> <u>円</u> 」とされている。
改正	P145 支給停止基準額 本文	・令和 <u>4</u> 年度における 支 給停止基準額 は「 <u>47万</u> 円」とされている。	・令和 <u>5</u> 年度における 支 給停止基準額 は「 <u>48 万</u> 円」とされている。
訂正	P155 ● 1 行目	・ <u>老齢若しくは退職又は</u> <u>障害</u> を支給事由とする給 付であって政令で定める ものについては、…	・ <u>障害</u> を支給事由とする 給付であって政令で定め るものについては、…

社会保険一般常識(RU23039)

	訂工签 配	訂正	内容
	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P33 Point 2つ目の「・」	・後期高齢者支援金等賦 課額は、 <u>20万円</u> を超える ことができない(令 29 条の7第3項8号)。	・後期高齢者支援金等賦 課額は、 <u>22 万円</u> を超える ことができない(令 29 条の 7 第 3 項 8 号)。
改正	P118 [1]出産育児一時金 (法73条1項、令7 条ほか) 2行目・3行目・ 4行目	…、1児につき 40 万8千円 (産科医療補償制度に伴う加算が行われる場合には、40 万8 千円に3 万円を超えない範囲内で協会が定める金額(1 万2 千円)を加算した金額である 42 万円)が支給される。	…、1 児につき 48 万8千円 (産科医療補償制度に伴う加算が行われる場合には、48 万8 千円に3 万円を超えない範囲内で協会が定める金額(1 万2 千円)を加算した金額である 50 万円)が支給される。
改正	P118 [3]家族出産育児一時金(法81条、令7 条) 2行目・3行目	…、1児につき 40 万8千円 (産科医療補償制度に伴う加算が行われる場合には、40 万8千円に3万円を超えない範囲内で協会が定める金額(1万2千円)を加算した金額である 42 万円)が支給される。	…、1児につき 48万8千 円 (産科医療補償制度に 伴う加算が行われる場合 には、48万8千円に3万 円を超えない範囲内で協 会が定める金額(1万2 千円)を加算した金額で ある 50万円)が支給され る。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P204 [2] 老齢年金生活者 支援給付金の額(法3 条、法4条、法附則7 条ほか) ①保険料納付済期間 に基づく額 本文 1 行目	給付基準額(令和 <u>4</u> 年度 価額: <u>5,020円</u>)に、…	給付基準額(令和 <u>5</u> 年度 価額: <u>5,140円</u>)に、…
	訂正箇所	訂立	E後
改正	P205 【老齢年金生活者支援 給付金の額(月額)令 和4年度価額】 ①保険料納付済期間に 基づく額		

①保険料納付済期間に基づく額

| A 付基準額 <u>5, 140 円</u> × | 保険料納付済期間の月数 | 480

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正後	
	P205	※下記に差し替え(下線部が訂正部分)	
改正	例 保険料納付済期間 120月、保険料全額免除 期間 240月の場合にお ける老齢年金生活者支 援給付金(月額)		

例 保険料納付済期間 120 月、保険料全額免除期間 240 月<u>新規裁定者</u>の場合における 老齢年金生活者支援給付金(月額)

令和5年度価額の新規裁定者の老齢年金生活者支援給付金(月額)=①+②=6,806円

- ①5, 140 \square × 120/480=1, 285 \square
- ②<u>795,000 円</u> (780,900 円×<u>1.018</u>) ×240 月×1/6÷480×1/12 $\stackrel{.}{=}$ 5,521 円

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P206 (***) 1つ目の「・」 1 行目	・前記①の「給付基準額 (令和 <u>4</u> 年度価額: <u>5,020</u> <u>円</u>)」については、…	・前記①の「給付基準額 (令和 <u>5</u> 年度価額: <u>5,140</u> <u>円</u>)」については、…

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正後	
改正	P209 【補足的老齢年金生活 者支援給付金の額(月 額)令和4年度価額】 ①保険料納付済期間 に基づく額 図	※下記に差し替え(下線部が訂正部分)	

①保険料納付済期間に基づく額

給付基準額 5, 140 円

×

保険料納付済期間の月数

480

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P210 1 行目	※給付基準額(令和4年) 度価額: 5,020円) については、…	※給付基準額(令和 <u>5</u> 年 度価額: <u>5,140円</u>) につ いては、…

	訂正箇所	訂正内容	
	可正回切	訂正後	
改正	P210 ・ 保険料納付済期間 120月、保険料全額免除 期間 240月、前年所得 額 841,200円の場合に おける補足的老齢年金 生活者支援給付金(月 額)	※下記に差し替え(下線部が訂正部分)	

例 保険料納付済期間 120 月、保険料全額免除期間 240 月、前年所得額 841,200 円の場合における補足的老齢年金生活者支援給付金(月額)

令和5年度価格の補足的老齢年金生活者支援給付金(月額)

- =保険料納付済期間に基づく額 (1,285円) × 調整支給率 (0.4) = <u>514円</u>
- ①保険料納付済期間に基づく額
- ②調整支給率 = $(881,200 \, \text{円} 841,200 \, \text{円}) \div (881,200 \, \text{円} 781,200 \, \text{円})$
 - =40,000 円 ÷ 100,000 円 = 0.4

	訂正箇所	訂正内容	
	a] 止 囱 所	訂正後	
改正	P212 【障害年金生活者支援 給付金の額(月額)令 和4年度価額】	※下記に差し替え(下線部が訂正部分)	

【障害年金生活者支援給付金の額(月額)令和5年度価額】

- ・障害等級2級 →給付基準額(<u>5,140 円</u>)
- ・障害等級 1 級 →給付基準額 (5,140円) × 100分の 125 = 6,425円
- ※給付基準額(令和<u>5</u>年度価額: <u>5,140 円</u>) については、原則として、毎年度、物価変動に応じて改定される(■2老齢年金生活者支援給付金 [2] 老齢年金生活者支援給付金の額の (●季) を参照)。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P214 [2]遺族年金生活者 支援給付金の額(法 21 条) 本文 2 行目・3 行目	…、 給付基準額 (令和 <u>4</u> 年度価額: <u>5,020</u> 円) とする。 ※給付基準額(令和 <u>4</u> 年度価額: <u>5,020</u> 円) については、…	・・・、給付基準額(令和5年度価額:5,140円)とする。※給付基準額(令和5年度価額:5,140円)については、・・・
改正	P214 Poin 2人以上の子 が遺族基礎年金を受 給している場合(法 21条2項) 本文 2行目	…、 給付基準額 (令和 <u>4</u> 年度価額: <u>5,020</u> 円)を その 子の数で除して得た 額 (1年未満四捨五入) とされている。	…、 給付基準額 (令和 <u>5</u> 年度価額: <u>5,140</u> 円)を その 子の数で除して得た 額(1年未満四捨五入) とされている。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P216 【年金生活者支援給付金のまとめ】表 「老齢年金生活者給付金」の「給付額(月額)」の①	① 給付基準額(<u>5,020円</u>)× 保険料納付済期間の月数 ÷480	① 給付基準額(<u>5,140円</u>)× 保険料納付済期間の月数 ÷480
改正	P217 【年金生活者支援給付 金のまとめ】表 「その他の事項」 の2つ目の「・」	・給付基準額(令和 <u>4</u> 年度 価額: <u>5,020円</u>)は全国消 費者物価指数に応じて毎 年度改定される	・給付基準額(令和 <u>5</u> 年度 価額: <u>5,140円</u>)は全国消 費者物価指数に応じて毎 年度改定される

【2023/05/30 更新分】

厚生年金保険法(RU23038)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P175 上から 5 行目	…、80 万円(妻の老齢 厚生年金の額)に相当 する部分の <u>遺族厚生年</u> <u>金がが</u> 支給停止となる ため、…	…、80 万円(妻の老齢厚生年金の額)に相当する部分の遺族厚生年金が支給停止となるため、…

【2023/06/13 更新分】

労働者災害補償保険法(RU23032)

	訂正箇所	訂正内容	
訂正固片	直上面別	訂正前	訂正後
訂正	P7 1つ目の Point の 1つ目の「・」	・労災保険は、 <u>事業所単</u> <u>位</u> で適用される。	・労災保険は、 <u>事業単位</u> で適用される。

労働保険徴収法(RU23034)

	訂正箇所	訂正内容
	訂正固別	訂正後
改正	P49 ●郵 令和5年度の 概算保険料(令4年法 附則11条の2、令4則 附則9条ほか)	※項目ごと全削除
改正	P51 (多) 令和4年度の 概算保険料(法15条2 項ほか)	※項目ごと全削除

社会保険一般常識(RU23039)

	訂正箇所	訂正内容	
	a] 止 固 州	訂正前	訂正後
	P60	・「 <u>一定所得以上者</u> 」と	・「 <u>一定以上所得者</u> 」と
	Point 上記表②を適	は、…	は、…
	用しない者(令7条3		
訂正	項)		
	1つ目の「・」		
	1 行目		

以上